

平成 30 年 8 月 31 日
株式会社日本政策金融公庫

平成31年度 日本政策金融公庫予算概算要求について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、本日、平成 31 年度予算の概算要求書を財務省に提出しました。概要は以下のとおりです。

[平成 31 年度事業規模]

【融資・証券化支援業務】

（単位：億円）

業 務	31 年度概算要求	30 年度当初計画
国民一般向け業務	29,400	26,400
農林水産業者向け業務		
（融資業務）	7,270	6,150
（証券化支援業務）	19	19
（出資業務）	-	-
中小企業者向け業務		
（融資業務）	17,600	17,600
（証券化支援買取業務）	400	400
（証券化支援保証業務）	105	105
（債務の保証業務（海外展開支援））	500	500
（売掛金債権証券化等支援業務）	-	55
合計	55,294	51,229

【信用保険等業務】

（単位：億円）

業 務	31 年度概算要求	30 年度当初計画
信用保険等業務		
（中小企業信用保険）	114,000	115,000
（破綻金融機関等関連特別保険等）	660	660
（信用保証協会に対する貸付）	240	240
合計	114,900	115,900

【危機対応円滑化業務・特定事業等促進円滑化業務】

（単位：億円）

業 務	31 年度概算要求	30 年度当初計画
危機対応円滑化業務		
（ツーステップ・ローン）	1,990	4,670
（損害担保）	1,232	2,249
（利子補給）	54	105
特定事業等促進円滑化業務		
（ツーステップ・ローン）	1,400	700
合計	4,676	7,724

（注）金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

国民一般向け業務

東日本大震災からの復興支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 28 年熊本地震特別貸付」等の取扱期間の延長
創業や新事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「新規開業資金」等の拡充 ⇒「『地域おこし協力隊』の任期を満了し、当該地域で創業する方」及び「地方創生推進交付金を活用した移住支援金又は新規就業支援金を受けて創業する方」の貸付利率を引下げ ・「挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）」の拡充 ⇒適用する特別貸付制度の特別利率の対象となる場合、当該特別利率の引下げ幅に応じて、資本性ローンの貸付利率を引下げ
事業再生への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活衛生関係営業企業再生貸付（仮称）（生活衛生貸付）」の創設 ⇒「事業再生に向けた取組を行う振興計画認定組合の組合員」を支援する制度を創設 ・「企業再建資金」の拡充 ⇒シンジケートローン特例の資金使途に、「公庫融資の残高を有しない方に対する運転資金」を追加
事業承継への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒「経営承継円滑化法の認定を受けた後継予定者（非代表者）」を貸付対象に追加 ⇒「外部支援機関の指導を受けて事業承継に取り組む方」の貸付利率を引下げ
海外展開への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「海外展開・事業再編資金」の拡充 ⇒貸付利率の引下げ要件の拡充 「海外販売強化又は海外生産委託を新たに行う方（海外展開後5年以内の方を含む。）」を「海外販売強化又は海外生産委託を新たに行う方（海外展開後5年以内の方又は新たに別の国に海外展開し5年以内の方を含む。）」へ拡充 ⇒海外直接投資の場合に係る貸付期間及び据置期間の拡充 【貸付期間】運転資金：7年以内→14年以内 【据置期間】運転資金及び設備資金：2年以内→7年以内
教育の機会均等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育資金貸付」の拡充 ⇒対象となる外国の教育施設の要件を緩和
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革推進支援資金」の拡充 ⇒「障害者雇用に取り組む方」の貸付利率を引下げ ・「経営者保証免除特例制度」の拡充 ⇒適用要件を緩和

農林水産業者向け業務

東日本大震災からの復興支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災特例融資」の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林漁業セーフティネット資金」の拡充 ⇒ 特認限度額の拡充
農林水産業の新たな展開への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「スーパーL資金」の継続・延長 ⇒ 中心経営体等向け実質無利子化措置の継続 ⇒ 貸付限度額の特例措置の延長 ・「青年等就農資金」の拡充 ⇒ 償還期限の拡充 ・「特定農産加工資金」の延長・拡充 ⇒ 取扱期間の延長 ⇒ 貸付対象となる特定農産加工業の業種の追加 ・「林業構造改善事業推進資金」の拡充 ⇒ 高性能林業機械の取得等に係る貸付限度額の拡充

中小企業者向け業務

東日本大震災からの復興支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 28 年熊本地震特別貸付」の取扱期間の延長
創業や新事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性、若者/シニア起業家支援資金」の拡充 ⇒「『地域おこし協力隊』の任期を満了し、当該地域で創業する方」及び「地方創生推進交付金を活用した移住支援金又は新規就業支援金を受けて創業する方」の貸付利率を引下げ ・「挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）」の拡充 ⇒適用する特別貸付制度の特別利率の対象となる場合、当該特別利率の引下げ幅に応じて、資本性ローンの貸付利率を引下げ
事業再生への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業再建資金」の拡充 ⇒シンジケートローン特例の資金使途に、「公庫融資の残高を有しない方に対する長期運転資金」を追加 ⇒認定支援機関等の関与の下で再生に取り組む方について、担保を徴しない場合の利下げ措置の導入
事業承継への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒「経営承継円滑化法の認定を受けた後継予定者（非代表者）」を貸付対象に追加 ⇒「外部支援機関の指導を受けて事業承継に取り組む方」の貸付利率を引下げ ⇒公庫融資借換特例制度の利用対象に事業承継・集約・活性化支援資金を追加
海外展開への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「海外展開・事業再編資金」の拡充 ⇒貸付利率の引下げ要件の拡充 「海外販売強化又は海外生産委託を新たに行う方（海外展開後5年以内の方を含む。）」を「海外販売強化又は海外生産委託を新たに行う方（海外展開後5年以内の方又は新たに別の国に海外展開し5年以内の方を含む。）」へ拡充 ⇒海外直接投資の場合に係る貸付期間及び据置期間の拡充 【貸付期間】運転資金：7年以内→14年以内 【据置期間】運転資金及び設備資金：2年以内→7年以内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革推進支援資金」の拡充 ⇒「障害者雇用に取り組む方」の貸付利率を引下げ